

第23回さの秀郷まつり参加者募集 8月8日(土)・9日(日)開催!



8日(土)市民総おどり



8日(土)・9日(日)駅前ステージ

●「市民総おどり」参加団体 8日(土)

「佐野まつり・華の秀郷」のほか、人気の「よさこい」も実施します!

また、ご好評をいただいている「さのまる音頭」を今年も実施します。それぞれの踊りのみの参加もできます。

●「駅前ステージ」出演者 8日(土)・9日(日)

佐野駅南側の「駅前噴水広場」でのステージに出演される、バンド・ダンス・大道芸などのパフォーマーの方を募集します! 出演時間は約15分間です。多くの方に出演していただくためにも複数団体のかけもちはできません。

※応募者多数の場合は抽選により出演者を決定します。また、出演時間帯は抽選により決定します

●ボランティアスタッフ～市民総参加を目指しています～

イベントの準備、運営、片付け、清掃をお手伝いして下さる方、団体を募集します。

秀郷まつりを支えるスタッフとして一緒にイベントを盛り上げてみませんか!

- ・準備 : まつり前日までの準備作業
- ・運営 : まつり当日の会場運営
- ・片付け : まつり終了後の会場整理
- ・清掃 : 朝の清掃作業【9日(日)・10日(月)】

▶ 申込 = 7月10日(金)午後5時までに、さの秀郷まつり実行委員会事務局にある申込用紙に必要事項をご記入のうえ、直接またはファックスで、同事務局へご提出ください

さの秀郷まつり実行委員会事務局 (観光立市推進課内)

〒327-0022 佐野市高砂町2794番地1 (まちなか活性化ビル「佐野未来館」4階)

FAX (22) 8831

※申込用紙は市や観光協会ホームページ (<http://www.sano-kankokk.jp/>) からダウンロードできます

■ 問合せ = 同事務局 ☎ (27) 3011

8月8日の 主なイベント

秀郷流
流鏝馬



8月9日の 主なイベント

みこし・
おはやし
巡行



※まつり会場内におけるドローン(無人航空機)による撮影は自粛してください



10月からマイナンバー制度が始まります!

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が導入されることとなりました。

今号では、マイナンバー制度の概要や今後のスケジュールについてお知らせします。

「マイナちゃん」
国のマイナンバー
広報キャラクター



1 マイナンバー制度って何?

マイナンバー制度は、住民票をお持ちの方に1人1つのマイナンバーを付けることで、社会保障、税、防災対策の分野で、皆さんの情報を適切に把握し、それぞれの業務で持つ情報が同一の方の情報であることを確認するために導入される制度です。

マイナンバーは、10月より世帯ごとに通知され、平成28年1月から、法律や条例で定められた行政手続での利用が始まります。

2 制度導入のメリットは?

▼ 国民の利便性の向上 ~面倒な手続きが簡単に!~

平成29年7月から、年金や福祉などの各種申請時に必要な、証明書などの書類の添付を省略できるようになります。

▼ 行政の効率化 ~手続きが正確で早く!~

複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が省け、手続きがスムーズになります。

▼ 公平・公正な社会の実現 ~きめ細やかな支援と不正受給の防止~

所得や他の行政サービスの受給状況などが把握しやすくなるため、給付の不正受給を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援ができるようになります。

3 どんな場面で使うの?

年金や医療保険、福祉の給付、確定申告などの手続きで、マイナンバーの提示や申請書などへの記載が求められます。

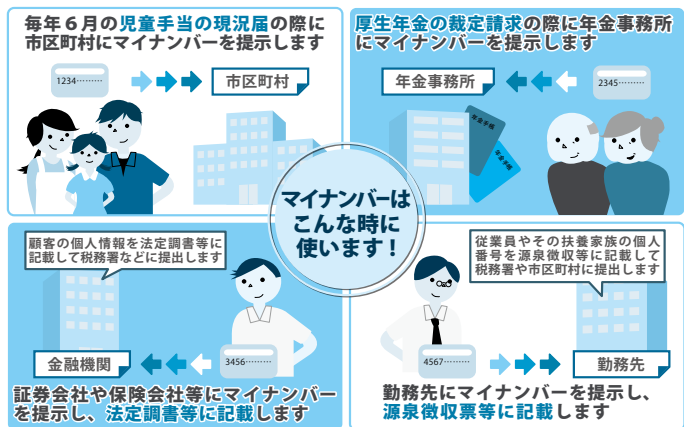
4 まず、何をすれば?

平成27年10月より

12桁のマイナンバーをお知らせする「通知カード」を一人ひとりにお届けします。

通知カードは、各手続きで番号を提示する際に必要になるので、なくさずに、大切に保管してください。

また、希望される方は、「個人番号カード」を申請できます。個人番号カードに関することや詳しい申請方法などは、今後の広報でお知らせします。



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号花子

住所 栃木県佐野市〇〇町△△番地

昭和〇〇年〇月〇日生 性別 女 佐野市長

発行 平成27年〇月〇日

(通知カードのイメージ図)

マイナンバーは原則、
生涯変更されないで、大切にね!



佐野市からのお願い!

10月に発送される通知を確実に受け取りいただくため、今のお住まいと、住民票の住所が異なる方は、速やかにお住まいの住所への変更手続き(転入・転出・転居等)をお願いします!



今回は、9月号でマイナンバーと個人情報保護について掲載します

■ 問合せ 行政経営課 ☎ (20) 3005

マイナンバー制度に関するお問い合わせ

・コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

(日本語)

0570-20-0291

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)

【受付時間】平日 午前9時30分~午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405 におかけください。

・マイナンバー制度ホームページ(内閣官房) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

